

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○家畜伝染病のまん延防止のための家畜等の移動及び移出の制限 (畜産振興課)	(11・1 掲示) 1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1

告 示

高知県告示第828号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項及び家畜伝染病予防法施行細則（昭和35年高知県規則第62号）第2条第1項の規定により、家畜等の移動及び移出を次のとおり制限する。

令和4年11月1日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

- 移動制限及び移出制限の目的
県内において、牛の結核の疑似患畜が確認され、そのまん延を防止するため
- 移動制限及び移出制限の対象となる家畜等の範囲
牛、山羊、水牛及び鹿並びにこれらの死体並びに家畜伝染病の病原体を拡散するおそれがある物品
- 移動制限及び移出制限の期間
令和4年11月1日から当分の間
- 移動制限及び移出制限の区域
高知市針木西

高知県告示第857号

土佐郡土佐町境及び土居の各一部地区並びに幡多郡黒潮町入野の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月11日

高知県知事 濱田 省司

- 調査を行った者の名称
(1) 土佐町
(2) 黒潮町
- 調査を行った地域及び時期
(1) 土佐郡土佐町境及び土居の各一部

- 令和元年度及び令和2年度
(2) 幡多郡黒潮町入野の一部
令和元年度及び令和2年度
- 成果の名称
(1) 土佐町地籍図及び地籍簿
(2) 黒潮町地籍図及び地籍簿
 - 認証年月日
令和4年11月11日